

## 第9章



# 推進体制

# 1 高齢者保健福祉推進のしくみ

## 1. 庁内推進体制の充実

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の推進に向けて、保健福祉部高齢福祉課と介護保険課を統合し高齢者支援課を新設することにより、計画の一体的な推進につとめていきます。

保健福祉部各課との連携はもとより、都市計画や生涯学習など様々な部署との協力を一層進めていきます。

庁内に保健福祉部関係各課で構成する「西東京市保健福祉庁内推進委員会」を設置し、「西東京市地域福祉普及推進会議」と連携を図りながら、計画の普及・推進と進行管理を行っていきます。

## 2. 関係機関・組織・団体との連携強化

地域包括支援センターや在宅介護支援センター、権利擁護センター「あんしん西東京」など保健・福祉・介護に関連する機関や、医師会、歯科医師会、薬剤師会などの組織、また、社会福祉協議会、民生・児童委員協議会などとの連携のもとに計画の推進につとめていきます。

高齢者が地域で安心して暮らせるよう、地域住民（ささえあい協力員）や地域の事業者や団体（ささえあい協力団体）が連携して、地域で支え合うしくみとして「ささえあいネットワーク」をつくっています。引き続き、協力員や協力団体との連携・協働を強化し、ネットワークの拡充を図っていきます。

保健・福祉・医療などに関する活動を展開するNPO法人やボランティア団体を支援・育成していきます。

## 3. 市民参加の促進

西東京市にふさわしい高齢者保健福祉を運営していくためには、行政、関連機関や組織・団体等との協働はもちろんのこと、世代を越えた市民との



協働が必要です。そのためには、計画づくり～実施～評価～見直しまでの全ての過程において、市民が参加し、市民の意見が行政に届くしくみづくりを整備する必要があります。

### [計画づくりへの参加]

高齢者保健福祉計画を検討する委員会は、学識経験者、保健・福祉・医療・介護関係者のほか、公募により選ばれた市民から構成し、高齢者保健福祉に関わる全般的なあり方を検討します。

検討している計画の中間案及び最終案に対し、市民から幅広く意見を聞くため、説明会の開催、市報やホームページを活用して、計画に対して広く市民の意見を聞き取り、よりよい計画の策定をめざします。

### [実施への参加]

計画を実行に移すにあたっては、福祉をテーマとしたシンポジウムへの参加、ボランティア活動への参加、「ささえあいネットワーク」への参加など市全域から身近な地域で展開する活動への参加を推進します。

これらの諸活動においては、企画段階から高齢者自身の参加はもとより、世代を越えた多くの市民やボランティア団体などの自発的な参加を求めていきます。

### [評価・見直しへの参加]

計画の進行状況进行评估するにあたっては、市民を含めた計画の評価体制を整備する必要があります。

このため、保健・福祉・医療機関、NPO・ボランティア団体、福祉サービス利用者及び公募市民で構成する「西東京市地域福祉普及推進会議」を設置し、「西東京市保健福祉庁内推進委員会」と連携を図りながら、保健福祉各計画の普及・推進、進行管理と評価につとめていきます。

## 2 介護保険運営のしくみ

### 1. 保険者機能・庁内推進体制の充実

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の推進に向けて、保健福祉部高齢福祉課と介護保険課を統合し高齢者支援課を新設することにより、計画の一体的な推進につとめていくとともに、介護予防の観点から健康推進課との連携をより進めていきます。

苦情等相談機能の充実、公平公正な介護認定、給付の適正化、介護予防の効果の検証、地域密着型サービスの指定、地域包括支援センターの運営支援等保険者機能の充実のための体制を強化していきます。

### 2. 介護保険運営協議会の充実

介護保険のより円滑な運営を図るため、学識経験者、社会福祉協議会、被保険者代表、医師会、歯科医師会、薬剤師会、介護保険関連施設の委員の方々に構成する「西東京市介護保険運営協議会」を設置しています。引き続き、この運営協議会の充実を図っていきます。

介護保険事業計画の実施から進行管理、評価、見直しの過程において、行政、関連機関や組織・団体の協働とともに市民との協働が必要です。これまでも市民参加で介護保険運営協議会を運営してきましたが、介護予防の効果検証体制の整備等多くの課題があることから、より一層の機能充実につとめます。

### 3. 介護認定審査会合議体の長の会議の充実

保健・福祉・医療分野の専門家から構成されている介護認定審査会の合議体代表10人からなる「合議体の長の会議」で、介護認定審査の質の向上や平準化の研究・検討を行っています。今後もさらにその取組みの充実を図ります。



## 4. 介護保険連絡協議会との連携

介護保険サービス等の円滑な提供を図るため、関係機関及び介護サービス等提供事業者に対する情報提供と助言、事業者相互の交流の促進を目的として「西東京市介護保険連絡協議会」を設置しています。介護保険制度の見直しを受けて新しい介護保険の推進プロジェクトや新たなサービスが始まりますので、今後もこの連絡協議会を、情報提供・交流などの場としてさらに活用していきます。

### 3 地域包括ケアのしくみ

#### 1. 地域包括支援センター運営協議会

介護保険制度の改正に伴い、介護予防と地域での継続的・包括的ケアを担う組織として、地域包括支援センターが創設されることになりました。西東京市では平成18年度に8ヶ所の地域包括支援センターが開設されます。市では、この地域包括支援センターの事業を中立・公正な立場から評価・検討するために、学識経験者、関係機関、市民代表等から構成される「西東京市地域包括支援センター運営協議会」を設置し、介護予防から重度の方への対応までの地域ケアの充実を図ります。

### 4 サービス充実のしくみ

#### 1. 地域密着型サービス等運営委員会

介護保険制度の改正に伴い、新たなサービスとして地域密着型サービスが創設されます。地域密着型サービスは日常生活圏域ごとに小規模なサービス拠点(通所・訪問・住まい)を確保するものですが、地域の実情に基づいて、種類やその量を介護保険事業計画に盛り込むことが求められています。このため、「西東京市地域密着型サービス等運営委員会」を設置し、地域密



着型サービスの指定権限を確実にするとともに、サービスの質の向上を図ります。

## 2. 介護保険の関連組織の連携

これまで西東京市の介護保険事業の運営を検討してきた介護保険運営協議会、新たに創設される地域包括支援センター運営協議会と地域密着型サービス等運営委員会をはじめとし、様々な関連組織が西東京市の介護保険事業をより一層充実していくために有機的な連携をとりながら、事業全体の計画を検討し、実施のモニタリングとフィードバックを行うことができるようにつとめます。

図表 西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の推進体制

